平成２８年（フ）第８号
千葉県銚子市高田町３丁目861番地の11
債務者　海保　初江
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１９６９号
名古屋市東区東片端町54番地　市営山吹荘509号
債務者　小林　清成
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０号
愛知県春日井市大留町４丁目12番地８
債務者　中村みづほ
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７号
名古屋市名東区藤が丘52番地　三旺マンション第２藤ケ丘101号
債務者　下里美和子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５２号
高知市朝倉東町32番24号　改住４号
債務者　赤波江宏一
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６５号
高知市深谷町20番地　小笠原アパート南号
債務者　小松　築枝
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
高知市竹島町140番地４
債務者　刈谷ヤツ子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４号
高知市曙町１丁目11番６号　レオパレス曙町204
債務者　中川　尚美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７６号
札幌市西区西町北16丁目２番24―305号
債務者　高柳　光弘
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２号
札幌市北区新琴似４条13丁目２番27号　チャコールハウス202号
債務者　原田　隆夫
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２２号
札幌市北区新川３条14丁目12番11―102号
債務者　安田　広明
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２７号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目14番25―106号
債務者　田中　敬二
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２８号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目14番25―106号
債務者　田中八重子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４７号
北海道江別市いずみ野３番地の９
債務者　斎藤　優子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
群馬県前橋市荒牧町982番地２　今井貸住宅西の中
債務者　松井　勝良
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田881番地６　メルキュール吉岡202号
債務者　渡邊　健二
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
群馬県渋川市渋川822番地９　並木ハイツ202
債務者　浦野　年男
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係